

緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム設置要綱

(目 的)

第1条 首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵を中心として形成される一塊の緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るため、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から、相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的に、緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、次の事項を扱う。

- (1) 各自治体の自然環境資源の保全・再生に関する取組を活用した広域的な連携方策の検討及び情報発信に関すること
- (2) 前号に関する情報共有、意見交換、研究及び活動報告の場づくりに関すること
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第3条 プラットフォームは別表1に掲げる自治体をもって構成する。

(プラットフォーム会議)

第4条 プラットフォームを適切に運営するため、プラットフォーム会議（以下「会議」という）を開催する。

- 2 会議は、第3条による会員により構成する。
- 3 会議は、目的に賛同する者であって、会員が認める企業、大学、地域団体等を招聘することができる。
- 4 会議は、広域的な取組等についての意見、助言を求めため、別表2に掲げる国及び自治体職員をオブザーバーとして招聘することができる。
- 5 会議は、事務局を務める自治体の長が招集する。
- 6 事務局を務める自治体の長は、必要に応じて、関係者の出席を求めすることができる。
- 7 意見交換を円滑に進めるため、会議に議長を置くものとし、事務局の課長を以って割り当てる。

(事務局)

第5条 プラットフォーム会議の事務局は、会員による持ち回りとし、別表3に掲げる担当年度の自治体担当部署が会議の運営にあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は事務局が会員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月6日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次の要綱はこの要綱の施行に伴い廃止する。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議設置要綱(平成18年9月5日施行)

(別表1)

(第3条、第4条関係)

会員

会員名	部署名(参考)	備考
八王子市	環境部環境保全課	自然環境担当
日野市	環境共生部緑と清流課	
多摩市	環境部公園緑地課	みどり担当
稲城市	都市環境整備部緑と環境課	
町田市	都市づくり部公園緑地課	公園計画係
相模原市	環境経済局水みどり環境課	
川崎市	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課	協働推進担当
横浜市	みどり環境局戦略企画部戦略企画課	みどり政策調整担当
鎌倉市	都市景観部みどり公園課	みどり担当
逗子市	環境都市部緑政課	
葉山町	環境部環境課	
横須賀市	建設部自然環境・河川課	
三浦市	都市環境部環境課	環境グループ

(別表2)

(第4条関係)

国及び自治体

国・自治体名	部署名(参考)	備考
国土交通省	都市局公園緑地・景観課緑地環境室	
東京都	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	
神奈川県	環境農政局緑政部	緑地担当

(別表3)

(第5条関係)

事務局担当年度

年度	会員名	部署名(参考)	備考
2024年度	川崎市	緑政部みどり・多摩川協働推進課	協働推進担当
2025年度	川崎市	緑政部みどり・多摩川協働推進課	協働推進担当
2026年度	横浜市	みどり環境局戦略企画部戦略企画課	みどり政策調整担当
2027年度	横浜市	みどり環境局戦略企画部戦略企画課	みどり政策調整担当
2028年度	相模原市	環境経済局水みどり環境課	
2029年度	多摩丘陵部(八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市)		
2030年度	三浦丘陵部(鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市)		

※2031年度以降は、2029年度を目途に改めて調整するものとする。